

地域防災のあり方（イメージ）等

※ あくまで一例であり、地域によって運用が異なり得ることに留意。

基本団員と「大規模災害団員（仮称）」の比較（例）

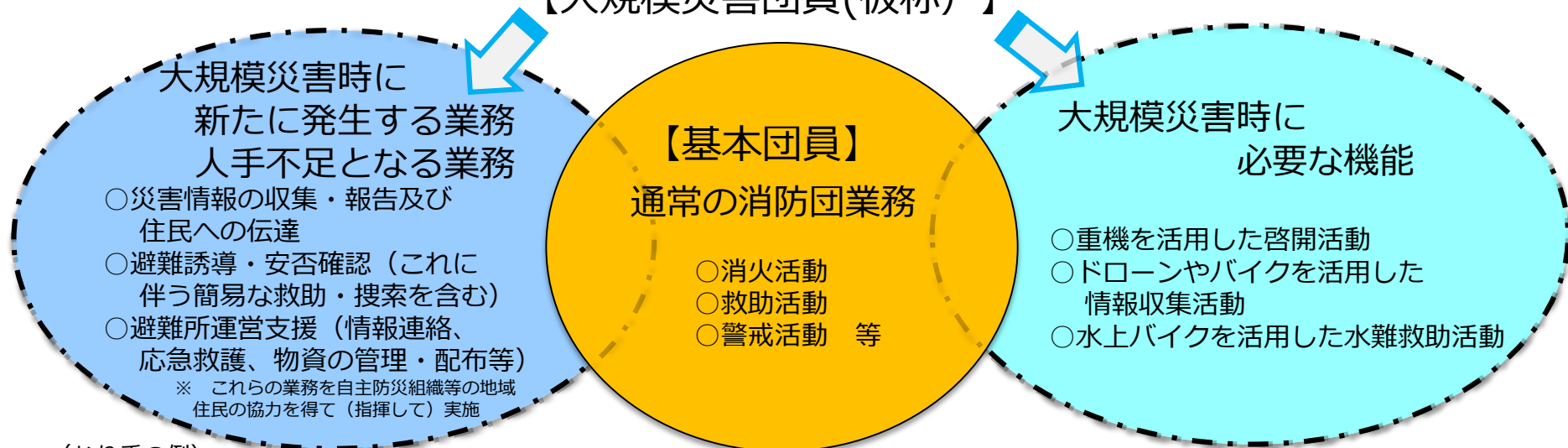
<p>基本的な考え方</p>	<p>「大規模災害団員（仮称）」は、避難勧告の発令や避難所の開設が行われる場合等の大規模災害時に限り出動。 <例> 災害種別毎の出動例 風水害 : 被害が広範囲に及び避難勧告の発令や避難所開設等が必要な場合 等 地震・津波 : 震度5強以上、津波警報が発令された場合、避難所開設が必要な場合 等 火災 : (消火活動には出動しない)</p>	
	<p>基本団員</p>	<p>「大規模災害団員（仮称）」</p>
<p>活動場面</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 大規模災害 ・ 大規模災害を想定した訓練 ・ 地域の防災訓練 ・ 火災、風水害 ・ 操法訓練 ・ ポンプ等点検 ・ 普及・啓発 (火災予防運動、年末特別警戒) ・ 式典等 (操法大会、出初式、祭りの警備等) ・ 救助訓練 ・ 救命講習会等の研修 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 大規模災害 ・ 大規模災害を想定した訓練 ・ 地域の防災訓練 <p>※式典等には必要に応じて参加</p>
<p>報酬・手当</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 年額報酬：条例により規定 (交付税措置 36,500円/人/年) ・ 出動手当：条例により規定 (交付税措置 7,000円/回) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 年額報酬：基本団員より低額でも可 ・ 出動手当：基本団員と同程度の額
<p>退職報償金</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 階級別、勤務年数別に、条例で規定され、支給される (消防基金への掛金 19,200円/人/年) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 条例で退職報償金なしとすることも可
<p>公務災害補償</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ いずれも公務災害補償の対象 (消防基金への掛金 1,900円/人/年) 	

※ あくまで一例であり、地域によって運用が異なり得ることに留意。

大規模災害時における活動パターン（例）

<役割分担イメージ>

【大規模災害団員(仮称)】



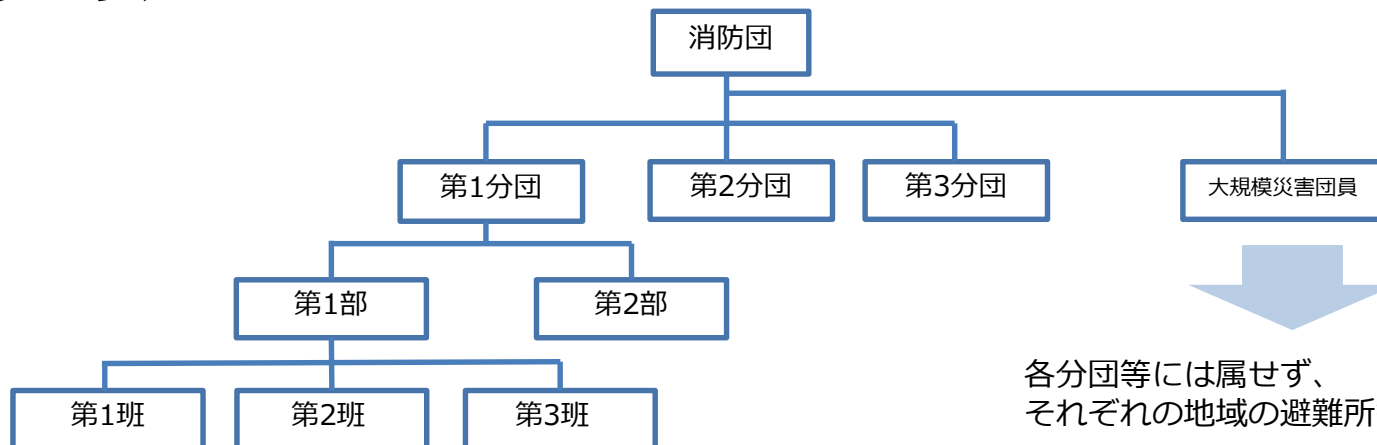
(なり手の例)

- ・消防職団員OB、女性、学生
- ・自主防災組織構成員や防災士等の地域防災リーダー

(なり手の例)

- ・企業の自衛消防組織の構成員
- ・ドローンやバイク等の資機材を有する企業や団体
- ・水難救助活動等を行う団体

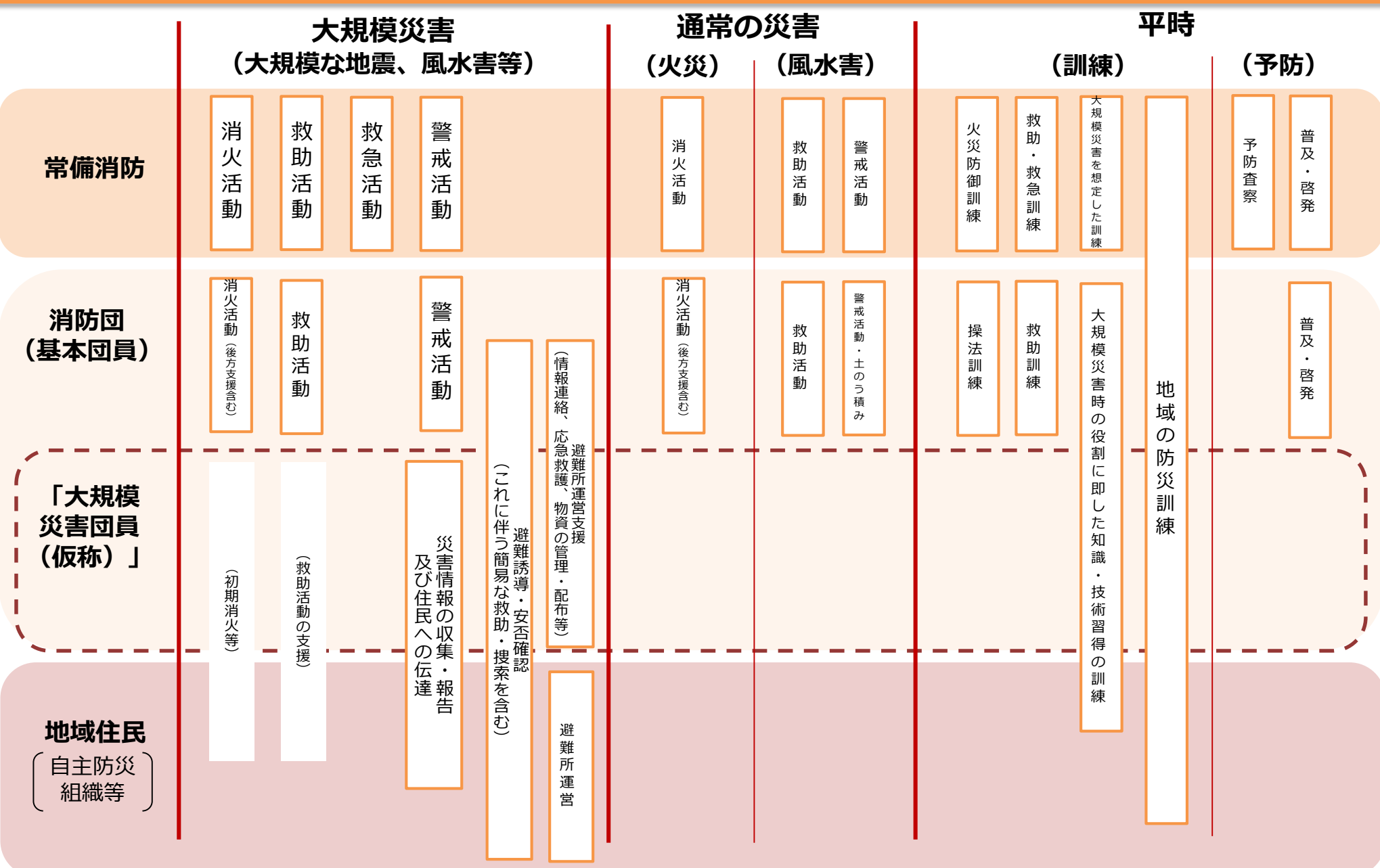
<組織図イメージ>



各分団等には属せず、それぞれの地域の避難所等において活動

※ あくまで一例であり、地域によって運用が異なり得ることに留意。

地域防災のあり方（イメージ）



參考資料

※ あくまで一例であり、地域によって
運用が異なることに留意。

年間の消防団活動の例

※ ある市の消防団事業計画を基に作成。

	基本団員の行事	(参加範囲)	機能別団員(学生)の行事
3月下旬	新・旧部会議	方面隊長以上	
4月上旬	任免式	新旧分団長以上	任命式、オリエンテーション
	分団長以上会議	分団長以上、各隊長	
4月中旬	規律訓練、新任幹部研修、 ポンプ点検	新入団員、新任幹部、方面隊等	規律訓練
5月下旬	市消防操法大会	分団長・団員	市消防操法大会(応援)
7月下旬	祭り警備	副分団長以上、一部方面隊	
8月上旬	県消防操法大会	副団長以上、出場方面隊の分団長以上、出場団員	8~9月 消火訓練、搬送訓練、 救命講習、防災研修(HUG)
11月中旬	秋の火災予防運動	全団員	
	1日体験入団	関係分団	1日体験入団
12月上旬	分団長以上会議	分団長以上、各隊長	
12月末	年末特別警戒	全団員	
1月初旬	消防出初式	全団員	消防出初式 活動報告会
2月中旬	分団長以上会議	分団長以上、各隊長	
3月上旬	春の火災予防運動	全団員	
3月中旬	観閲式	全団員	観閲式
随時	機関員講習、ポンプ点検、 更新車両等説明会、水防工法、 消防訓練、市民合同訓練、 普通救命講習会 等	各方面隊、各分団等の単位で実施	

※ 上記のほか、消防学校教育(警防機関科、初級幹部科、指揮幹部科(分団指揮課程、現場指揮課程)、女性団員教育科等。各2日程度。)に各10名程度派遣。

企業等の消防団活動への協力の例

日本郵便（株）松山中央郵便局等（愛媛県松山市）

- 市内の郵便局の従業員が「郵政消防団員」として、大規模災害時における防災情報通報、避難情報提供、避難誘導支援、負傷者救護、警戒監視等の役割を担う。
- 松山中央郵便局、松山南郵便局、北条郵便局、松山西郵便局の協力を得て、市内全域をカバーする体制を確立。
- 郵便局の職務の特徴（情報ネットワーク等）や、所有するバイク等を活用。

機甲分団（京都府京都市）

- 市内の建設業や造園業の事業所等の従業員が、「機甲分団員」として、大規模地震、建物倒壊・土砂崩れ等の救助事故の際に、事業所の所有する重機と共に出動する。
- 京都市北、山科、下京、南、右京、西京消防団に、「機甲分団」を設置。
- 市内の7事業所から、クレーン・油圧ショベル・トラック等（計23台）を登録。

水上バイク隊（鹿児島県奄美市等）

- 機能別団員として、水上オートバイ小隊を編成。
 - 多くが「奄美ウォーターパトロールクラブZERO」のメンバー。
 - 水難救助活動、行方不明者捜索等を担当。
- ※ その他、高知県芸西村、宮崎県宮崎市にも、水上バイク隊が存在する。

ドローンの活用（福島県南相馬市）

- 高性能カメラを搭載したドローン4機を消防団に配備。
- 災害時における情報収集や被害者の検索等に活用。（消防庁の「女性や若者をはじめとした消防団加入促進支援事業（H28）」を活用。）
- 平成29年6月に、南相馬市小高区で発生した林野火災において使用され、火元現場の発見で活躍。

※ あくまで一例であり、地域によって状況が異なることに留意。

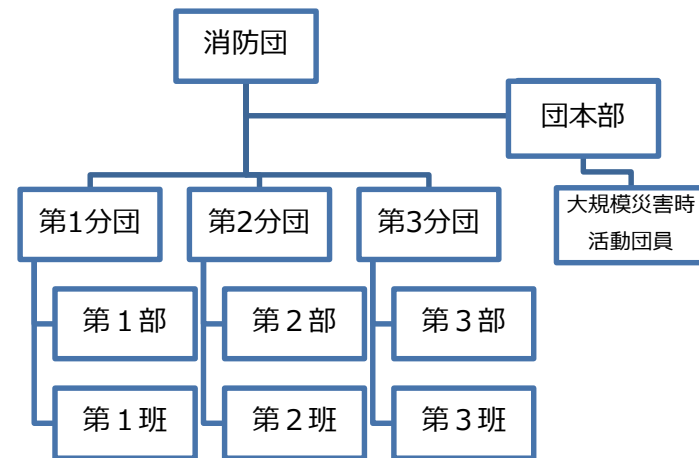
消防団と自主防災組織の兼任者の活動の例

※複数の市町村からの聴取結果を基に作成。

	自主防災組織メンバーが消防団員の身分も併せ持つ場合の活動内容	自主防災組織メンバーが消防団にも加入し、両組織の連絡調整等を行うことについての可能性
A市	<ul style="list-style-type: none">・基本的に、災害時、兼任者は消防団員として活動する。	<ul style="list-style-type: none">・発災から時間が経過し、<u>避難所の開設・がれきの処理等の活動が必要になる場合は、兼任者が両組織の連携役として活動する可能性もある。</u>
B市	<ul style="list-style-type: none">・ただし、消防団としての招集が困難な場合には、地域において自主防災組織として活動することも想定。・区長からの要請等がある場合、自主防災組織としての見回り活動、救助活動、土嚢積み等も行う。	<ul style="list-style-type: none">・両組織の連携活動としては、<u>避難誘導の際の消防団の手伝い等</u>が考えられる。
C町	<ul style="list-style-type: none">※ 平時の啓発活動や防災訓練において、両組織は連携。	<ul style="list-style-type: none">・両組織の連携活動としては、<u>自主防災組織からの要望を兼任者が消防団に伝え、町役場に情報伝達すること等</u>が考えられる。

⇒ 現状では、自主防災組織メンバーが消防団員の身分を併せ持つ場合、災害時には消防団員として活動しているところ。今後は、自主防災組織のリーダー的な役割を果たすとともに、消防団との連携役としての活動も期待される。

役割	大規模災害時に消防団が果たすべき役割 <ul style="list-style-type: none"> ・ 発災直後の応急救護活動 ・ 危険箇所等の警戒、防御 ・ 住民の安否確認 ・ 避難誘導 ・ 情報収集、伝達 ・ 避難所運営 等
報酬	<ul style="list-style-type: none"> ・ 基本団員より低額でも可
出動手当	<ul style="list-style-type: none"> ・ 基本団員と同程度の額（交付税措置7,000円/回）
退職報償金	<ul style="list-style-type: none"> ・ 退職報償金なしでも可 ※ ありの場合、消防基金への掛金 19,200円/人/年
公務災害補償	<ul style="list-style-type: none"> ・ 公務災害補償の対象 ・ 消防基金への掛金 1,900円/人/年
訓練	<ul style="list-style-type: none"> ・ 年に数回の訓練により、上記の役割が確実に果たせるようにする
その他	<ul style="list-style-type: none"> ※ 現存する「機能別消防団員」のスキームを活用し、通常に分団・部・班等の系統とは別に位置づける。



大規模災害時に活動する機能別団員の導入例

- **松山市消防団（愛媛県松山市）**
 - ・ 郵政団員や大学生団員が、大規模災害時に避難誘導、情報収集、避難所運営支援、応急手当等を担う。
 - ・ 年額報酬は、8,800円。基本団員26,500円より低額。
 - ・ 郵政団員、大学生団員（いずれも機能別団員）については、退職報償金の支給対象外。

- 消防団と自主防災組織の連携のため、消防団員と自主防災組織のメンバーとを兼任する者を置く。
- 大規模災害時： 兼任者は、消防団との連絡調整を行いながら、他のメンバーと協力しつつ、自主防災組織が行う活動（避難誘導や避難所運営支援等）を中心となるて行う。
- 平時： 兼任者は、消防団員として、大規模災害活動を想定した訓練（年数回程度）に出動する。

